

# 保健医療計画に基づく精神疾患の協議の場(案)

## 保健医療協議会(各圏域に設置)



必要に応じて、収集した意見を具申する

- ・医療・病床懇話会(部会)《仮称》
- ・歯科保健懇話会(部会)
- ・薬事懇話会(部会)
- ・救急懇話会(救急医療体制調整部会)
- ・在宅医療懇話会(在宅医療・ターミナルケア部会)

+

- ・精神疾患懇話会(部会)《仮称》

新規に追加

大阪府地域保健医療推進懇話会設置要綱に基づき設置

### 精神疾患懇話会(部会)(仮称)の概要

- ・開催回数 年1回程度
- ・メンバー 医師会、歯科医師会、薬剤師会、大阪精神科病院協会、大阪精神科診療所協会、大学病院、救命救急Cなど10人程度+市町村等
- ・会議内容 保健医療計画に基づく圏域ごとの精神医療体制

※懇話会とする場合は、懇話会設置要綱に「精神疾患懇話会(仮称)」を追加